



# 鳥取県公報

平成17年 3月29日(火)  
号外第56号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

選管規則 公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則(1)..... 1

### 選挙管理委員会規則

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

#### 鳥取県選挙管理委員会規則第1号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程(昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第1号様式(第5条関係)</p> <p>その1(申出人に対する通知)</p> <p style="text-align: right;">( 番 号 )</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>申出人 様</p> <p style="text-align: right;">選挙管理委員会委員長 印</p> <p>選挙人名簿に関する異議の申出に対する決定について(通知)</p> <p>あなたが当委員会に対して申し出た選挙人名簿の登録に関する異議については、下記のとおり決定しましたので、公職選挙法(第30条の8第1項において準用する同法)第24条第2項の規定に基づき通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1~4 略</p> <p>なお、上記1の者は、この決定に基づき、年 月 日選挙人名簿に登録されました。(選挙人名簿から抹消されました。)</p> <p>(注) この決定に不服がある場合は、公職選挙法(第30条の9第1項において準用する同法)第25条第1項の規定により本通知を受けた日の翌日から起算して7日以内</p>	<p>第1号様式(第5条関係)</p> <p>その1(申出人に対する通知)</p> <p style="text-align: right;">( 番 号 )</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>申出人 様</p> <p style="text-align: right;">選挙管理委員会委員長 印</p> <p>選挙人名簿に関する異議の申出に対する決定について(通知)</p> <p>あなたが当委員会に対して申し出た選挙人名簿の登録に関する異議については、下記のとおり決定しましたので、公職選挙法(第30条の8第1項において準用する同法)第24条第2項の規定に基づき通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1~4 略</p> <p>なお、上記1の者は、この決定に基づき、年 月 日選挙人名簿に登録されました。(選挙人名簿から抹消されました。)</p> <p>(注) この決定に不服がある場合は、公職選挙法(第30条の9第1項において準用する同法)第25条第1項の規定により本通知を受けた日から7日以内に 裁判所</p>

内に市(町)(村)選挙管理委員会を被告として、裁判所に出訴することができます。

備考 略

その2(関係人に対する通知)

( 番 号 )  
年 月 日

関係人 様

選挙管理委員会委員長 印

選挙人名簿に関する異議の申出に対する決定について(通知)

あなたの選挙人名簿の登録に関し、当委員会に対して下記1のとおり異議の申出があり、この異議の申出を下記2の理由により正当であると決定しましたので、公職選挙法(第30条の8第1項において準用する同法)第24条第2項の規定に基づき通知します。

記

1及び2 略

なお、あなたは、この決定に基づき、年 月 日選挙人名簿に登録されました。(選挙人名簿から抹消されました。)

(注) この決定に不服がある場合は、公職選挙法(第30条の9第1項において準用する同法)第25条第1項の規定により本通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に市(町)(村)選挙管理委員会を被告として、裁判所に出訴することができます。

に出訴することができます。

備考 略

その2(関係人に対する通知)

( 番 号 )  
年 月 日

関係人 様

選挙管理委員会委員長 印

選挙人名簿に関する異議の申出に対する決定について(通知)

あなたの選挙人名簿の登録に関し、当委員会に対して下記1のとおり異議の申出があり、この異議の申出を下記2の理由により正当であると決定しましたので、公職選挙法(第30条の8第1項において準用する同法)第24条第2項の規定に基づき通知します。

記

1及び2 略

なお、あなたは、この決定に基づき、年 月 日選挙人名簿に登録されました。(選挙人名簿から抹消されました。)

(注) この決定に不服がある場合は、公職選挙法(第30条の9第1項において準用する同法)第25条第1項の規定により本通知を受けた日から7日以内に 裁判所に出訴することができます。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。